

報道資料

国の行政機関における自動体外式除細動器（AED）の
設置、管理等に関する調査

参 考 資 料

平成 27 年 4 月 16 日

北海道管区行政評価局

(資料1) 自動体外式除細動器 (AED: Automated External Defibrillator) とは

- AEDとは、心臓が心室細動という不整脈を起こした時に、電気ショック (除細動) を与え、心臓の働きを正常な状態に戻すための医療機器
- AEDの使用は、医師、看護師、救命救急士等に限られていたが、平成16年7月から、厚生労働省の通知により、一般市民など非医療従事者によるAEDの使用が可能となった

(資料2)

「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」(平成16年7月1日付け医政発第0701001号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正) (抜粋)

(非医療従事者によるAEDの使用について)

救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、医師法 (昭和23年法律第201号) 第17条違反にはならないものと考えられる。

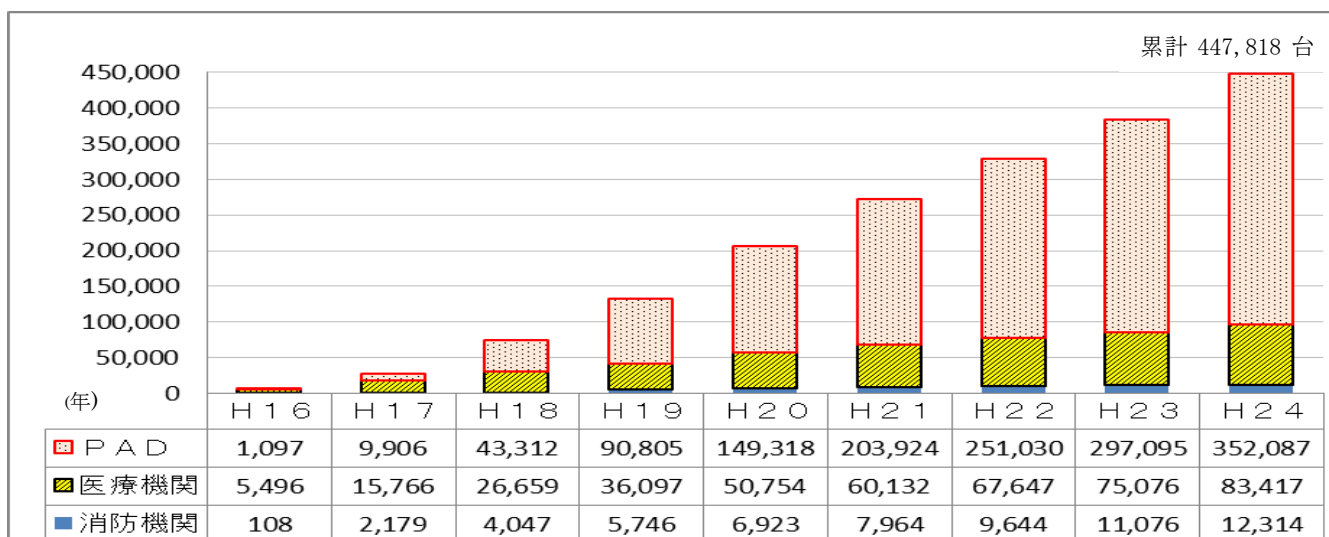
(業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者 (非医療従事者) がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための条件)

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

(注) 下線は当局が付した。

(資料3) AEDの販売台数の推移 (累計)

(単位: 台)



(注) 循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究の分担研究報告書「AEDの普及状況に係る研究」(平成24年3月)に基づき当局が作成。平成24年の数値は、公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

(資料4)

一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による心肺蘇生が行われたもの及び一般市民によるAEDを使用した除細動が行われたものの推移

(単位：件(人)、%)

区分	年	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25
	心原性かつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例 (A)		17,882	18,897	19,707	20,769	21,112	22,463	23,296	23,797
うち一般市民による心肺蘇生が行われたもの (B)		7,335	8,108	9,376	9,970	10,834	11,195	11,536	12,248	13,015
	(B/A)	41.0	42.9	47.6	48.0	51.3	49.8	49.5	51.5	51.1
うち一般市民によるAEDを使用した除細動が行われたもの (C)		46	144	287	429	583	667	738	881	907
	(C/A)	0.3	0.8	1.5	2.1	2.8	3.0	3.2	3.7	3.6
うち一般市民による心肺蘇生が行われなかったもの(不明を含む。) (D)		10,547	10,789	10,331	10,799	10,278	11,268	11,760	11,549	12,454
	(D/A)	59.0	57.1	52.4	52.0	48.7	50.2	50.5	48.5	48.9

(注) 「平成26年版救急・救助の現況」(総務省消防庁)に基づき当局が作成。

(資料5)

一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による除細動が行われたものの1か月後の生存率及び1か月後の社会復帰率(平成25年)

(単位：症例、%)

心原性かつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例数	25,469 (a)	1か月後生存 (b) (生存率 b/a)	1か月後社会復帰 (c) (社会復帰率 c/a)
うち一般市民により除細動が実施された症例数	907 (100)	455 (50.2)	388 (42.8)
うち一般市民により除細動が実施されなかった(適応でなかった)症例数	24,562 (100)	2,580 (10.5)	1,587 (6.5)

(注) 1 「平成26年版救急・救助の現況」(総務省消防庁)に基づき当局が作成。

2 社会復帰率とは、全身機能カテゴリー(OPC:脳及び脳以外の状態を類別し、身体全体としての機能を評価する分類)及び脳機能カテゴリー(CPC:脳に関する機能を評価する分類)が共に1(機能良好)又は2(中程度障害)であったものの割合である。

(資料6)

「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知依頼）
（平成21年4月16日付け医政発0416001号薬食発0416001号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）

別紙 AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施して下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

(略)

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

(資料7)

「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団)(抜粋)

(略)

3 AEDの施設内での配置方法

(略) 更に、日本の別の研究では、市民が心停止を目撃してから、119番通報(心停止を認識し行動する)までに2、3分を要することが示されている。

市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

- (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。
- (2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。
- (3) AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。
- (4) 可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供することが望ましい。
- (5) インジケータが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度(夏場の高温や冬場の低温)や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

(表3:AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと)

1. 心停止から5分以内に除細動が可能な配置
 - ・ 現場から片道1分以内の密度で配置
 - ・ 高層ビルなど、ではエレベーターや階段等の近くへの配置
 - ・ 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
2. 分かりやすい場所(入口付近、普段から目に入る場所、多くの人を通る場所、目立つ看板)
3. 誰もがアクセスできる(カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる)
4. 心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くへの配置
5. AED配置場所の周知(施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等)
6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置

(略)

6 AEDの使用の教育・訓練の重要性

AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置されたAEDを維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にそのAEDの設置場所を周知させる努力も欠かせない。

そして、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AEDがあったにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている。AEDを有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、AED設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1) AED設置施設関係者に対する教育と訓練

AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性

があるため、目ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておく必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。

(2) それ以外の一般市民に対する教育と訓練

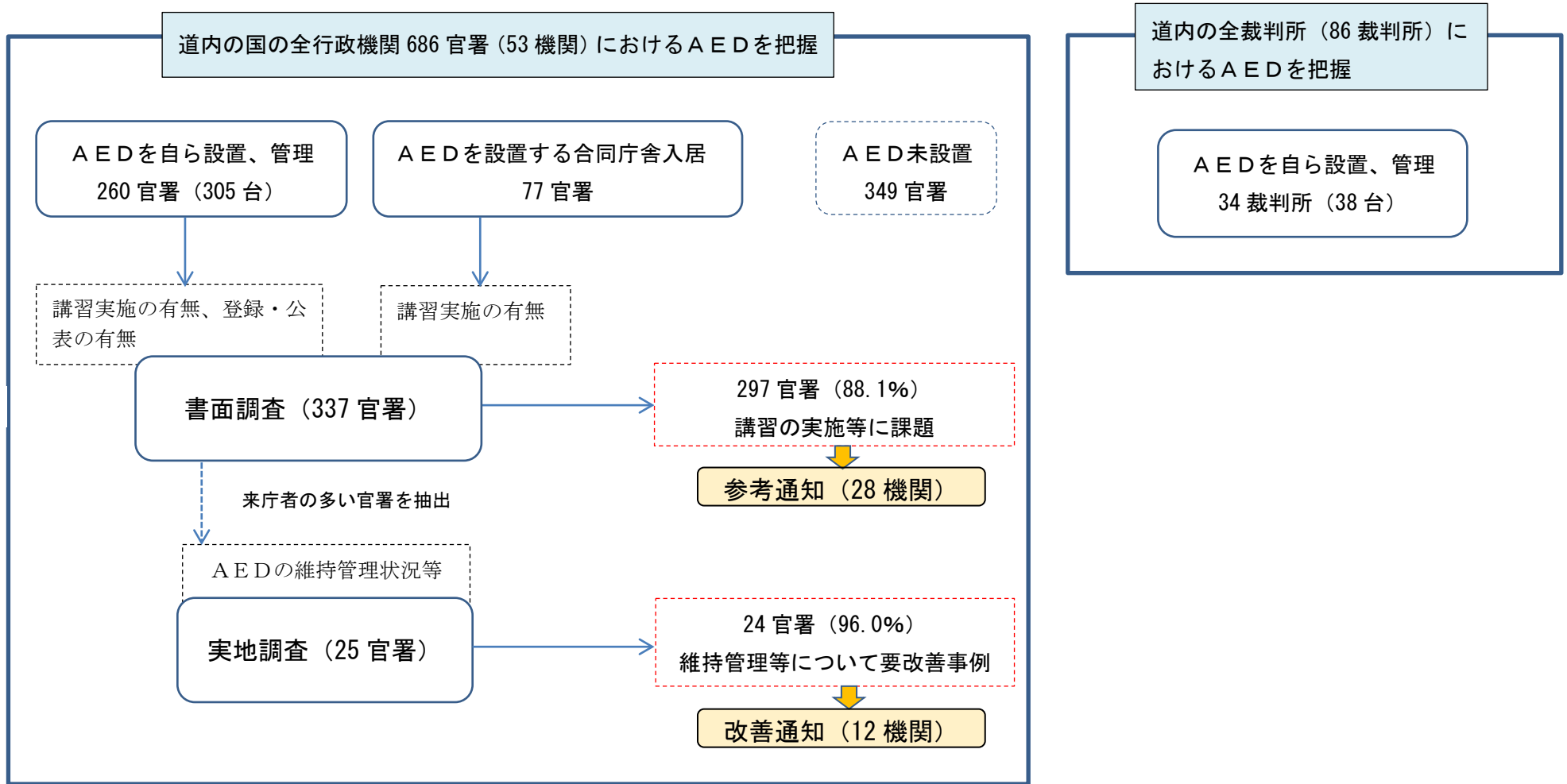
AED設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが、近年、良質な胸骨圧迫とAEDによる早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生とAEDの組み合わせの有効性が示されている。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法とAEDの使い方を習得できることが示されている。中でも、AEDが使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、AEDを用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫とAEDの使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

(資料8)

国の行政機関における自動体外式除細動器（AED）の設置、管理等に関する調査
調査対象官署数（機関数）の内訳



北海道内の国の行政機関におけるAEDの設置官署数、設置台数

(平成26年12月1日現在 単位:官署、台)

府省庁	AEDの設置等の状況について把握した機関名及び官署数		左のうち一般市民への利用も想定したAEDを自ら設置、管理するもの			
	機関名(ブロック機関等の上部機関名)	官署数	官署数	設置台数		
内閣官房	地域活性化統合事務局北海道地方連絡室	1	0	0		
	アイヌ総合政策室北海道分室	1	0	0		
人事院	人事院北海道事務局	1	0	0		
内閣府	公正取引委員会	1	0	0		
	警察庁	北海道警察情報通信部	5	0	0	
総務省	北海道管区行政評価局(☆)	4	0	0		
	北海道総合通信局(☆)	1	0	0		
法務省	札幌法務局(★)	14	7	7		
	函館地方法務局(★)	3	1	1		
	旭川地方法務局(★)	5	1	1		
	釧路地方法務局(★)	5	2	2		
	北海道地方更生保護委員会(☆)	11	0	0		
	札幌入国管理局(☆)	8	0	0		
	札幌矯正管区(矯正研修所札幌支所を含む。)(☆)	23	13	15		
	札幌高等検察庁(法務総合研究所札幌支所を含む。)(★)	55	9	11		
検察庁	北海道公安調査局(☆)	4	0	0		
公安調査庁	北海道財務局(財務総合政策研究所北海道研修支所を含む。)(★)	8	6	7		
	函館税関(税関研修所函館支所を含む。)(★)	16	4	7		
財務省	札幌国税局(★)	31	31	33		
	札幌国税不服審判所(☆)	1	0	0		
	国税庁	税務大学校札幌研修所(☆)	1	1	1	
	国税庁長官官房総務課監督評価官室札幌派遣監督評価官室	1	0	0		
	国税庁長官官房国税庁監察官札幌派遣首席国税庁監察官	1	0	0		
	北海道厚生局(☆)	1	0	0		
厚生労働省	北海道労働局(★)	69	45	45		
	小樽検疫所(☆)	13	2	2		
	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター(☆)	1	1	2		
	中央労働委員会	北海道地方事務所(☆)	1	0	0	
農林水産省	北海道農政事務所(☆)	9	3	3		
	横浜植物防疫所札幌支所(☆)	7	0	0		
	動物検疫所北海道出張所(☆)	3	0	0		
	林野庁	北海道森林管理局(☆)	35	13	15	
水産庁	北海道漁業調整事務所	1	0	0		
	北海道経済産業局(☆)	1	0	0		
経済産業省	北海道産業保安監督部	2	0	0		
	国土交通省	北海道開発局(★)	113	40	52	
北海道運輸局(★)		11	7	7		
東京航空局(☆)		11	2	2		
札幌航空交通管制部(☆)		1	1	1		
国土地理院	北海道地方測量部	1	0	0		
海難審判庁	函館地方海難審判所(☆)	1	0	0		
運輸安全委員会	函館事務所(☆)	1	0	0		
気象庁	札幌管区气象台(★)	16	6	6		
海上保安庁	第一管区海上保安本部(☆)	20	0	0		
環境省	北海道地方環境事務所(☆)	42	23	23		
原子力規制委員会	泊原子力規制事務所	1	0	0		
防衛省	技術研究本部札幌試験場	1	0	0		
	北海道防衛局(☆)	3	1	1		
陸上自衛隊	北部方面隊北部方面總監部(共同の機関を含む。)(☆)	107	38	57		
海上自衛隊	函館基地隊(☆)	2	2	3		
	余市防備隊(☆)	1	1	1		
航空自衛隊	稚内基地分遣隊	1	0	0		
	航空総隊北部航空方面隊	9	0	0		
合計	53機関	686官署	260官署	305台		

(注)1 当局の調査結果に基づき作成。太字ゴシック(網掛け)がAEDを自ら設置、管理している官署である。

2 「機関名」欄の☆印は参考通知機関、★印は改善意見の通知機関である。

3 北海道開発局の官署数には、国営滝野すずらん丘陵公園事務所を含む。また、北海道地方環境事務所の官署数には、ビジターセンターを含む。

(資料 10) 北海道内の裁判所における A E D の設置所数、設置台数

(単位：所、台数)

北海道内の裁判所数			左のうち一般市民への利用も想定した A E D を自ら設置、管理する裁判所数及び設置台数	
			A E D 設置裁判所数	設置台数
札幌高等裁判所管轄内の裁判所数	高等裁判所	1	1	3
	地方裁判所	20	19	21
	家庭裁判所	32	1	1
	簡易裁判所	33	13	13
合計		86	34	38

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、各裁判所が入居する裁判所庁舎の数は 34 か所である。

(資料 11)

「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」(平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成 24 年 9 月 21 日改正) (抜粋)

(略)

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講義の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の受講に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

(略)

別添1 自動体外式除細動器(AED)を使用する非医療従事者(一般市民)に対する講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

大項目	小項目	到達目標	時間例 (分)
イントロダクション	コースの概説 救命の連鎖の重要性	救命の連鎖(心停止の予防を含む)の重要性を理解する 通報により口頭指導が得られることを理解する	15
<u>心肺蘇生</u> (実技)	反応の確認、通報、呼吸の確認	反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸含む)が実施できる	10
	胸骨圧迫(心臓マッサージ)	有効な胸骨圧迫が実施できる	15
	気道の確保と人工呼吸	気道の確保と人工呼吸が実施できる	15
	シナリオに対応した心肺蘇生	シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	10
休憩			15
<u>AEDの使用</u> (実技)	AEDの使用方法(ビデオあるいはデモ)	AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する	10
	指導者による使用方法の実際の呈示	AEDの使用方法与注意点を理解する	10
	AEDの実技	シナリオに対応して、安全にAEDを使用できる	35
知識と実技の確認	シナリオを使用した知識と実技の確認	様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やAEDが実施できる	45
講習時間計(例)			180

【留意事項】

- 講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。
- 講習時間については、講習目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

(資料12)

「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号都道府県知事宛て消防庁次長通知) (抜粋)

(略)

4 住民に対する普及講習の種類

(1) 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。

講習の種類別	主な普及項目	
普通救命講習	I	心肺蘇生法(主に成人を対象)、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法(主に成人を対象)、大出血時の止血法 (注)受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	III	心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法
上級救命講習	心肺蘇生法(成人、小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法	

(2) 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3のとおりとする。

(略)

別表1 普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度でできる。 2 自動体外式除細器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間(分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
			気道確保要領
		口対人工呼吸法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)
		指導者による使用法の呈示	
		AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法	直接圧迫止血法	
合計時間			180

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

(資料 13) AEDの適切な管理等の実施に係るQ & A (平成 21 年 4 月 16 日) (抜粋)

・ 点検担当者の役割と配置について

Q 1 AEDの点検担当者は、どのようなことを行うのですか。

A 一つめは、日常点検としてインジケータ(AEDが正常かどうかを示すランプや画面)によりAEDが使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。(日常点検については、Q 7～Q13をご参照下さい。) 二つめは、消耗品の管理として、AEDに取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期(使用期限等)を把握し、期限切れになる前に交換することです。(消耗品の管理については、Q20～Q24をご参照下さい。)

Q 2 点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。

A AEDが設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです。また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行なうことでも差し支えありません。

なお、設置台数等から考えて、設置者自らが点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。

Q 3 点検担当者に資格は必要ですか。

A 設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、AEDの使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。

(略)

・ 日常点検について

Q 7 なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。

A AEDは自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行なわれ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。

万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。

(略)

Q 9 インジケータの確認は、毎日、行わなければなりませんか。

A AEDは本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。

ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AEDを使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。

・ 点検記録について

Q10 どのような内容を記録するのですか。

A 日常点検の結果として、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する(例えば、丸印を付けるなど)のみで十分です。

なお、電極パッドやバッテリーの交換時期については、点検記録に記載する必要はありませんが、常に時期を把握しておいて下さい。

Q11 点検記録には、決められた様式などがありますか。

A 決められたものはありませんので、設置者又は点検担当者の方がご自身で作成していただいて結構です。例えば、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。

なお、販売業者等が点検記録表を提供しますので、それらをご活用いただくことも可能です。

Q12 点検記録は、どの程度保管しなければなりませんか。

A 点検記録の保管期間については、とくに規定していません。AEDを使用する際、そのAEDが正常状態であったことがわかるように、直近の1ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいです。

・ 表示ラベルについて

Q14 表示ラベルとは何ですか。

A 点検担当者が電極パッドやバッテリーの管理を円滑に行うために、必要な情報（交換時期や使用期限等）が記載されたものです。AED本体又は収納ボックス等に、必ず取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、今後、新規にAEDを購入した場合には、販売業者等により消耗品の交換時期を記載した表示ラベルが取り付けられた状態で納品又は設置されます。

Q15 すでに設置されているAEDにも表示ラベルが必要ですか。

A すべてのAEDに必要です。すでに設置されているAEDについては、販売業者等が把握している販売先の記録に基づいて、購入者もしくは設置者宛に表示ラベルと電極パッドやバッテリーの交換時期に関する情報等が届けられます。点検担当者は、表示ラベルに交換時期等の必要事項を書き込み、お手持ちのAEDに取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、表示ラベルは、準備が出来次第、提供されることとなっております。周囲のAEDに表示ラベルが取り付けられた後も表示ラベルが提供されない場合には、お手持ちのAEDの販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q16 表示ラベルの取付け位置はどこがよいのですか。

A 通常設置された状態で表示ラベルに記載された電極パッドやバッテリーの交換時期等の情報が確認できるように、配慮する必要があります。とくに 収納ボックス内に設置しているAEDに表示ラベルを取り付ける場合には、ボックスの扉を開けることなく、記載内容が確認できるように、取付け位置に注意して下さい。

また、表示ラベルによりインジケータが隠れることのないように注意して下さい。詳しくは販売業者等にお問い合わせ下さい。

(以下略)

(略)

Q25 AEDの設置情報は、登録しなければならないのですか。

A AEDは救命のために重要な医療機器です。地域の住民や救急医療に携わる機関などが、あらかじめ設置されているAEDの場所を把握していると、必要な時に迅速に対応できます。

また、AEDの不具合などにより販売業者等から製品に関するリコール等の重要なお知らせが提供されることもあります。設置情報を登録していれば確実かつ迅速に情報を受け取ることが可能となりますので、ご登録ください。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等には、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることが可能です。登録の方法については、販売業者等にお問い合わせ下さい。

(以下略)

(注) 厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

(資料 14)

厚生労働省のホームページにおける日常点検の実施やAEDの設置情報を財団へ登録することについての周知、要請状況

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



いざという時に、AED(自動体外式除細動器)がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケータ*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

*AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

*製造・販売会社から提供されます。

【問い合わせ先】

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディック(Paramedic) アイパッド(IPAD) シーユー(CU)	日本CUメディカル システム株式会社	AEDコールセンター 0120-910-256	http://www.japan-cu.com/
カルジオライフ (cardiolife)	日本光電工業 株式会社	保守受付センタ 0120-233-821	http://www.aed-life.com/
ライフパック (LIFEPAK)	フィジオコントロール ジャパン株式会社	ライフパックお客様センター 0120-715-545	http://www.physio-control.jp/
ハートスタート (HEARTSTART)	株式会社フィリップス エレクトロニクスジャパン	AEDコールセンター 0120-802-337	http://www.philips.co.jp/AED/index.page
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル 株式会社	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	http://www.ak-zoll.com/
パワーハート G3 HDF-3000	オムロンヘルスケア 株式会社	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	http://www.aedomron.co.jp/

＜AEDの設置情報登録のお願い＞

AEDの設置情報を登録いただくことは、設置場所の把握や製造・販売会社からの安全性情報の提供のために重要です。AEDを適切に管理し、いざという時に役立たせるために、設置情報の登録にご協力ください。設置情報の登録方法は、AEDの製造・販売会社にお問い合わせください。登録情報は非公開とすることもできますので、ご相談ください。

(参考) AED設置場所検索(一般財団法人日本救急医療財団)
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>



厚生労働省

厚生労働省 医薬食品局安全対策課 電話：03-5253-1111(代表) 内線2751,2758
AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou/iryou/iyakuhin/aed/>
ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医薬品・医療機器
>AEDの点検をしていますか

(注) 厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

(資料 15)

共用のAEDを設置している合同庁舎の管理官署における入居官署の職員を対象とした講習の実施の有無

共用のAED を設置してい る合同庁舎の 管理官署数	直近3年間に、 入居官署の職 員を対象とし た講習を実施 している管理 官署	直近3年間に、入居官署の職員を対象とした講習を実施していない管理官署			
		ア 過去1回も自官 署の職員を含めた 入居官署の職員を 対象とした講習を 実施していない	イ 自官署の職員のみを対象 とした講習を実施している 6官署 (31.6%)	直近3年間は 未実施	直近3年間に 実施
19官署 (100%)	9官署 (47.4%)	2官署 (10.5%)	1官署 (5.3%)	5官署 (26.3%)	2官署 (10.5%)
		10官署 (52.6%)			

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、入居官署の職員を対象とした講習とは、自官署の職員を含めた全入居官署の職員を対象とした講習のことをいう。

(資料 16)

入居官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない理由 (資料 15 におけるア、イ及びウの 10 管理官署)

共用のAEDを設置している合同庁舎において、入居官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない管理官署：10 管理官署 (100%)
(理由)
○ 庁舎警備員等がAEDを操作することとしていたため・・・・・・・・・・・・・・・・ 4官署 (40.0%)
○ 入居官署職員の大半を占める自官署の職員のみを対象とした講習を実施することで 足りると考えていたため・・・・・・・・・・・・・・・・ 4官署 (40.0%)
○ 上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため・・・・・・・・ 1官署 (10.0%)
○ その他の理由 (不明を含む)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1官署 (10.0%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料 17) 単独庁舎等に入居し、専用のAEDを設置している官署における講習の実施の有無

単独庁舎等 (注) に入居し、専用 のAEDを設置し ている官署数	直近3年間に自官 署の職員を対象 とした講習を実施 している官署	直近3年間に自官署の職員を対象とした講習を実施していない官署	
		ア 過去1回も自官署 の職員を 対象とした講習を 実施してい ない	イ 自官署の職員を対象 とした講習を実施している が、直近 3年間に実施していない
241官署 (100%)	184官署 (76.3%)	52官署 (21.6%)	5官署 (2.1%)
		57官署 (23.7%)	

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、「単独庁舎等に入居する官署」には、合同庁舎者に入居し、専用のAEDを設置している官署を含む。

(資料 18)

自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない理由 (資料 17 におけるア及びイの 57 官署)

自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない官署 : 57 官署 (100%)	
(理由)	
○ 過去に受講歴がある職員がいるため	27 官署 (47.4%)
○ 講習の必要性について認識していなかったため	12 官署 (21.1%)
○ 業務多忙又は日程調整がつかなかったため	6 官署 (10.5%)
○ 職員数が少なく、講習を受講させる機会を確保できなかったため	5 官署 (8.8%)
○ 上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため	2 官署 (3.5%)
○ その他の理由 (不明を含む。)	5 官署 (8.8%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、() 内の構成比については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

(資料 19)

共用の A E D が設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理する A E D を保有していない官署における講習の実施の有無

共用の A E D が設置されている合同庁舎に入居し、自ら設置、管理する A E D を保有していない官署数	直近 3 年間に自官署の職員を対象とした講習を実施 (合同庁舎の管理官署が主催する講習へ参加することを含む。) している官署	直近 3 年間に自官署の職員を対象とした講習を実施していない官署	
		ア 過去 1 回も自官署の職員を対象とした講習を実施していない	イ 自官署の職員を対象とした講習を実施しているが、直近 3 年間に実施していない
77 官署 (100%)	34 官署 (44.2%)	36 官署 (46.8%)	7 官署 (9.1%)
		43 官署 (55.8%)	

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、() 内の構成比については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、表中のア及びイの各構成比と各構成比を合計した数値とは一致しない。

(資料 20)

自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない理由 (資料 19 におけるア及びイの 43 官署)

自官署の職員を対象とした講習を定期的実施していない官署 : 43 官署 (100%)	
(理由)	
○ 講習の必要性について認識していなかったため	20 官署 (46.5%)
○ 上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため	8 官署 (18.6%)
○ その他の理由 (不明を含む。)	15 官署 (34.9%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料 21) A E D の設置情報の財団への登録の有無及び自官署のホームページ上での公表の有無

A E D を自ら設置、管理している官署数と台数	うち財団へ登録	うち財団へ未登録 (X)	うち自官署のHPで公表	うち自官署のHPで未公表	(参考) うち北海道又は市町村のHPで公表
260 官署 (100%) 305 台 (100%)	102 官署 (39.2%) 106 台 (34.8%)	158 官署 (60.8%) 199 台 (65.2%)	9 官署 (3.5%) 14 台 (4.6%)	251 官署 (96.5%) 291 台 (95.4%)	74 官署 88 台

(注) 当局の調査結果に基づき作成。表中の「HP」とはホームページのことである。

(資料 22) A E D の設置情報を財団へ登録していない理由 (資料 21 における (X) の 158 官署)

A E D を自ら設置、管理する官署のうち、A E D の設置情報を財団へ登録していないもの : 158 官署 (100%)	
(理由)	
○ 財団への登録の必要性について認識していなかったため	93 官署 (58.9%)
○ 上部機関からの指示又は前任者からの引継がなかったため	33 官署 (20.9%)
○ 登録手続を失念していたため	11 官署 (7.0%)
○ その他の理由 (不明を含む。)	21 官署 (13.3%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成。なお、() 内の構成比については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

(資料 23)

A E D の設置情報を財団へ登録し、かつ、自官署のホームページ上でも公表している官署

官署名	入居庁舎	A E D の設置台数
札幌管区气象台	単独庁舎	専用 1 台
函館地方气象台	単独庁舎	専用 1 台
室蘭地方气象台	単独庁舎	専用 1 台
網走地方气象台	単独庁舎	専用 1 台
稚内地方气象台	稚内港湾合同庁舎(管理官署)	共用 1 台
新千歳航空測候所	単独庁舎 (新千歳空港内)	専用 1 台

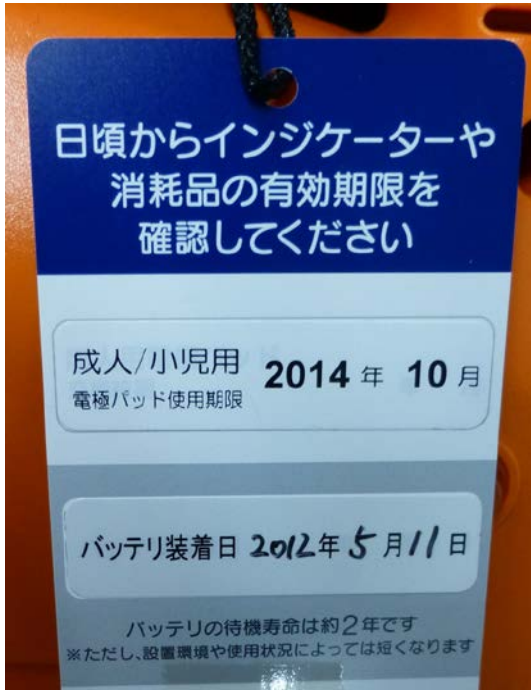
(注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料24) 実地調査対象官署別の事例内訳

			(事例の内容) ○：要改善事例、●：推奨事例		1 AEDの維持管理状況				2 職員に対する講習				3 AEDの登録、公表					計		
					(1) 日常点検		(2) 表示・保管場所		(1) 合同庁舎		(2) 単独庁舎		(1) 財団登録			(2) HP公表				
			①	②	③	④	①	②	①	②	③	①	②	①	②	③	①		②	③
			点検頻度不適	適切でない記録が	で表示ラベルが適切	担当者歴のない点検	に庁舎おける入口や表示	に保管場所が分かり	て置入居一度も実施し	実自官署の職員のみ	近3年ない	ない職員も実施して	者職員数が少ない	E保有が未登録	適る一保有が部を登録し	適るE保有が登録し	適るE保有が登録し		①登録・公表(推奨)	②一部公表
★：合同庁舎管理官署で共用のAEDを設置 ☆：合同庁舎入居官署で専用のAEDを設置 ◆：単独庁舎入居官署でAEDを設置 ◇：その他施設でAED設置	省庁	ブロック機関等	実地調査対象官署																	
法務省	札幌法務局	◆札幌西出張所(単独庁舎入居)				○							○	○					○	4
	函館地方法務局	☆同左(函館地方合同庁舎入居)																	○	2
	旭川地方法務局	☆同左(旭川地方合同庁舎入居)	○		○														○	4
	釧路地方法務局	☆帯広支局(帯広法務総合庁舎入居)	○														○		○	4
検察庁	札幌高等検察庁	★同左(札幌第3合同庁舎管理官署)		○		○								○					○	5
		★同左(札幌第1合同庁舎管理官署)													○					4
		★函館財務事務所(函館地方合同庁舎管理官署)																		1
	北海道財務局	★旭川財務事務所(旭川地方合同庁舎管理官署)	○											○					○	2
		★釧路財務事務所(釧路地方合同庁舎管理官署)												○						3
		★小樽出張所(小樽地方合同庁舎管理官署)									○				○					2
	函館税関	★同左(函館港湾合同庁舎管理官署)													○				○	4
国税庁	札幌国税局	★同左(札幌第2合同庁舎管理官署)												○						4
		◆旭川東税務署(単独庁舎入居)		○	○									○						4
		◆苫小牧税務署(単独庁舎入居)	○	○	○	○	○	○					○	○					○	8
		★室蘭税務署(室蘭地方合同庁舎管理官署)	○	○	○		○	○							○					6
厚生労働省	北海道労働局	◆釧路労働基準監督署(単独庁舎入居)				○	○	○									○			6
		☆北見公共職業安定所(北見地方合同庁舎入居)															○			3
		☆苫小牧公共職業安定所(苫小牧港湾合同庁舎入居)															○		○	3
		◆札幌東公共職業安定所(単独庁舎入居)			○															1
国土交通省	北海道開発局	◆札幌開発建設部(単独庁舎入居)		○			○										○		○	5
		◇国営滝野すずらん丘陵公園事務所(その他施設)					○							○				○		3
	北海道運輸局	◆釧路運輸支局(単独庁舎入居)		○		○											○			5
		◆北見運輸支局(単独庁舎入居)	○	○		○											○		○	5
気象庁	札幌管区気象台	◆函館地方気象台(単独庁舎入居)															○			2
		★稚内地方気象台(稚内港湾合同庁舎管理官署)																●		0
7省庁	12機関	25官署	6	7	5	6	16	3	2	2	2	4	4	8	4	8	1	1	11	90

(資料25) 維持管理等についての主な事例の写真

写真番号①	官署名	旭川地方法務局(旭川地方合同庁舎西館3、4階入居)
事例内容	当該官署は、AEDの電極パッド及びバッテリーを交換しているにもかかわらず、AEDに取り付けている表示ラベルを貼り替えていなかったため、日常点検時に、電極パッド及びバッテリーが使用可能であることを適切に確認できる状態となっていない。	



2014年11月11日にパッド交換済みのため、正しい使用期限は「2017年4月」

左記の表示内容では当該AEDのバッテリー寿命(2年)を超過しているが、正しいバッテリー装着日は「2014年6月6日」

写真番号②	官署名	函館財務事務所(函館地方合同庁舎管理官署)
事例内容	<p>来庁者等のために1階ロビーにAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの</p> <p>① 当該合同庁舎北側及び南側入口入ロドア付近 ② 1階ロビー付近に設置されている入居官署案内板 ③ エレベーター内の入居官署案内板</p>	
① 当該合同庁舎1階入ロドア付近		
(北側入ロドア付近)	(南側入ロドア付近)	
② 1階に設置されている入居官署案内板	③ エレベーター内の入居官署案内板	
 <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;">共用AEDの設置階</p>		

写真番号③	官署名	苫小牧税務署(単独庁舎入居)
事例内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者等のために1階総務課事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ① 庁舎入口ドア ② 庁舎1階入口ホールの階段付近に設置されている庁舎案内板 ・ 来庁者などの目につきにくい場所にAEDが保管されているもの等 ③ AEDの設置場所が分かりにくく、目につきにくいため、緊急時に来庁者等が使用しにくい。 ④ AEDの設置位置を示す「立置式表示プレート」は、総務課入口のドアに視界をさえぎられるため、来庁者等から目につきにくい。 	
① 庁舎入口ドア	② 庁舎1階入口ホールの階段付近に設置されている庁舎案内板	
③ 収納場所(壁面引出式ロッカー)とAED表示	ロッカー内の収納状況(普段はAEDが見えない)	
④ AEDの設置位置を示す「立置式表示プレート」は、来庁者等の目につきにくい。		



写真番号④	官署名	釧路労働基準監督署(単独庁舎入居)
事例内容	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者等のために2階事務室にAEDが設置されていることを分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの【①、②】 来庁者等の目につきにくい場所にAEDが保管されているもの【③、④】 	
<p>① 1階入口に設置の庁内案内図 (AEDが2階事務室にあることの表示)</p> 	<p>② 庁舎入口ドアのステッカー (AEDが2階事務室にあることの表示)</p> 	
<p>③ AEDを保管している2階事務室の書庫</p> 	<p>④ 書庫内のAEDの収納状況 (普段はAEDが見えない)</p> 	

写真番号⑤	官署名	札幌開発建設部(単独庁舎入居)
事例内容	来庁者等のために2台のAEDの設置フロアや設置場所を分かりやすく周知する表示を行った方がよいと考えられるもの ① エレベーターホールの各階の部署案内板(7か所) ② AED設置階(1階及び5階)のエレベーターホールのフロア案内図 ③ エレベーター内の部署案内板(1基) ※2基のうち1基は稼働停止中。	

① エレベーターホールの各階の部署案内板(地下1階から6階までの7か所、写真は1階)



② AED設置階(1階及び5階)のエレベーターホールのフロア案内図



③ エレベーターの外観

